

体育（保健体育）と養護・訓練の関連に関する一考察

中 川 一 彦

A study on the relationship between Taiiku (Hoken-Taiiku) and Yōgo-Kunren

Kazuhiko NAKAGAWA

In this study, the author investigated the relationship between Physical Education (Health and Physical Education) and YŌGO-KUNREN that is introduced to one of the educational domain of special education in 1971.

Consequently the followings are dedicated:

YŌGO that was introduced to our country by Herbart school was another name of Physical Education. So, from Meiji era, Physical Education in a narrow sense is belonged to YŌGO, and Physical Education in a wide sense is the same of YŌGO. As yet, the aim of Physical Education (Health and Physical Education) and YŌGO is education of the physical, and especially, the both objects are perceptual motor development by functional training (motor training) and the development of competencies and skills of games and sports.

KUNREN means training, So YŌGO-KUNREN that is the arranged word of YŌGO and KUNREN has the purpose of education of the physical, too.

YŌGO-KUNREN is very close to corrective physical education because the both goals are integration of perceptual functions and control of the body and its parts in performing coordinated movements, excepting communication of intention (speech therapy) that is one of the contents of YŌGO-KUNREN.

In a word, Physical Education (Health and Physical Education) and YŌGO-KUNREN are mutually including each other, and there are not the border line between the both. They are education through the physical in cooperation with each other.

Key words : Physical education, Yōgo-Kunren, Corrective physical education

I. はじめに

第2次世界大戦後30年近くにわたって、盲学校では矯正体育、歩行訓練、感覚訓練などとして、聾学校では音楽と結びついたリズム教育としての律唱などとして、また、精神薄弱、身体不自由、その他心身に故障のある者を対象にした養護学校では、医療との関連で、“準ずる教育”とその欠陥を補うために必要な知識技能を授けるために、機能訓練を中核とした体育（保健体育）が実施さ

れてきたのであるが^(29,35)、1971年、特殊教育諸学校の新しい教育領域として養護・訓練が出現して以来、特殊教育諸学校の体育（保健体育）と養護・訓練は、それぞれの独立性あるいは関連性を見失い、あいまいなものになっているようである^(2,3,32-34)。

そこで、本論では、体育（保健体育）と養護・訓練の関連性を知るために、養護や訓練という言葉の使われ方について調べ、改めて体育（保健体

育)と養護・訓練の関連性を求め、若干の知見を得たので報告する。

II. 養護とは

我が国では、1906年、森岡常蔵が、その著『教育学精義』の中で、教育とは「教授・訓育・養護の方便を用いてその心身両者の上に施す有為・成案的の作業である」⁽²⁰⁾とし、養護や訓練を教育の中に位置付けたのがその始まりであろう。

ここにおける養護は、「身体に施すもの」⁽²⁰⁾であり、その方便として、1), 遊戯及び体操, 2), 課業, 3), 感官の訓練が挙げられている⁽²⁰⁾。そして、その目的として、「精神が健全に保持せられるためには常に身体の健康を有すべきこと、精神の働きを遺憾なく表わすためには体力が十分に発揚・練習せられてあるべきこと」⁽²⁰⁾としていたのである。

また、亀島晟と石原正明は、1924年に著した『日本に於ける常設林間学校之実際』の中で、「内臓諸機関及び神経系統に至る迄の内的健康力に対して合理的系統的に発育せしめんとするもの」⁽¹¹⁾を「保健衛生的養護」⁽¹¹⁾とし、「国民普通教育特に幼若者の教育における中核であり、根本をなすものは実に体育養護でなければならぬ」⁽¹¹⁾と述べ、体育養護を提唱していた。

ところで、体育の発達を史的に見るとき、汎愛派教育の時代をぬきにして考えることはできないであろう。何故なら、種々の身体活動は古代から行われていたが、それが教育として位置付き、身体の教育として積極的に実践されるようになったのはバセドウ (Basedow, 1724~1790) の頃からと考えられるからである⁽⁷⁾。入澤の『汎愛派教育思想の研究』(1929年)によれば、バセドウは、養護体育の必要を説き、その養護体育論は、「ロックの説けるものに異ならざるを見る」⁽¹⁰⁾、「そのロックの思想に一步進めたるは体操の思想なり」⁽¹⁰⁾とされ、ロック (Locke, 1632~1704) の「医学的知識を基礎として児童の体育を論じ」⁽⁷⁾、健康を保持増進するための運動を強調する立場を汎愛学舎 (1774年設立) で実践したものであった⁽¹⁰⁾。

この様に、バセドウは、ロックの体育的考え方を養護体育と称し、今で言う学校教育の中に取り入れたのであったが、この考え方を更に発展させたのは、バセドウの汎愛学舎の教師だったザルツ

マン (Salzman, 1744~1811) であった。彼は、1784年に建てた同種の学校において、「養護体育を重視力説し」⁽¹⁰⁾、「健康を保つ方法を教ふること」⁽¹⁰⁾をしないことは学校の欠点であるとし、学校における身体の教育を強調し、その方法として、「1, 清潔, 2, 栄養の注意, 3, 身体の習練」⁽¹⁰⁾を行うことが必要であると説いたのであった。

この他、この時代の人では、イゼリン (Iselin, 1728~1782), パールト (Bahrtdt, 1741~1791) も養護体育という言葉を用い身体の教育の必要性を説いていた⁽¹⁰⁾。

そして、この時期、カント (Kant, 1724~1804) は、1803年に著した『教育学』の中で、教育とは「養護 (扶養, 保育) と教授ならびに陶冶という意味に解される」⁽¹²⁾と述べ、養護を定義し、「児童がその能力を使用するにあたって身の危害になることのないようにと両親の側からあらかじめ配慮してやるという意味」⁽¹²⁾としたのである。

ヘルバルト (Herbart, 1776~1841) 学派の教育思想として我が国に移入されたドイツの教育思想は、森岡常蔵 (1871~1945) などによって広められることになったのであったが、その中で、先述した養護は、具体的に、以下の様に示されていたのである。

教授は知識に訴え、訓育は徳性に訴えて教育の目的を達しようとするものであり、教授と訓育は主として精神生活に関する陶冶であると紹介する中で、「精神生活に対して身体生活に関する陶冶、詳しく云えば身体の健康を保持し、体力を発揚・錬磨することをも務めなければならぬ。これが即ち教育上養護の負担すべき任務である。」⁽²⁰⁾と述べ、精神が健全に保持されるためには常に身体の健康が大切であり、精神の働きを遺憾なく発揮させるためには体力が十分に発揚・練習せられるべきであるとして、教育上養護論の目的としたのである。

そして、この目的を達成するためには、新鮮な空気を与えて滋養の有る食料を供し、運動・休息を適当にすることと遊戯・体操等によって体力を練り又感官即ち耳・目・鼻・口・触官を練習して精緻の度をも敏捷の度を増進することが必要であるとしていたのである⁽²⁰⁾。そして、養護という語は前者に対して用いることが多いようであるが、両者を含め、広義に用いると断ったうえで⁽²⁰⁾、体操は教科の一つとなっているから当然教授の中

で論ずべきものであり、又徳性の上に及ぼす関係から見て、訓育の一部と言っても良いが、同時に身体の発育に益しているので養護とみなすことが出来るとし⁽²⁰⁾、養護の方法中主要なるものとして遊戯及び体操を挙げ⁽²⁰⁾、養護の方法中最も積極的な種類として体育をもって「初めて元気ある人間を作ることが出来、且つ強健なる身体を作ることが出来る。」⁽²⁰⁾とギューヨー (Guyau, 1854～1886) の言を引用し述べている。

養護の方便の二つ目として挙げられた課業については、これを将来の勤労に対する習慣づくりであり、「勤労に慣しめ勤労を尚ぶやうに導かねばならぬ。」⁽²⁰⁾とし、三つ目の感官の練習は、学校教育において大切にしなければならないものとしたのである⁽²⁰⁾。

更に、1915年に著した『現今訓練上の諸問題』では、「身体的訓練即養護」⁽²¹⁾と書き、「体力を増進し身体の諸機能を鍛練する上の身体的訓練を称して茲に積極的養護と謂ふ」⁽²¹⁾とし、体操、遊戯、競技は益するものであると紹介し、「衣食住等に関係して児童の健康を保護すること」⁽²¹⁾、「身体の弱くならないための用意の上に設けられた手段」⁽²¹⁾を消極的養護としたのである。

また、1933年に出された『最新教育学精義』では、「身体的方面の教育」⁽⁴²⁾と養護を定義し、その方法として、生理学、衛生学の知識によって身体の価値を自覚させる間接的、言い換えれば消極的方法と、身体を擁護し鍛練することによって身体の健康と充実を計る実践的の道程即ち訓練としての直接的な方法、言い換えれば積極的方法があるとし、前者は、「身体を健全にせしめるに必要な知識と意志を修練する」⁽⁴²⁾こと、後者は、「直接身体の健全なる発育」⁽⁴²⁾とし、前者は、「保健、衛生上に関する知識を与えて体育、衛生の重んずべき所以を知らしめ」⁽⁴²⁾、後者は、「体操、遊戯、諸種の競技、剣道、柔道、相撲、諸種の作業、実習、登山、水泳、遠足等によって直接身体を鍛練し、以って自育的精神を陶冶する」⁽⁴²⁾としたのである。

そして、翌1934年には、体育養護という名称を用いこれらを執り行う学校が、我が国にも現れるのである⁽⁵⁾。

なお、森岡常蔵は、『現今訓練上の諸問題』の中で、「養護は独逸語のプレーグを訳したものであって」⁽²¹⁾と述べているが、Diatetikという語

も養護と訳したりもしている⁽²⁰⁾。しかし、全体としては Pflege の意味合いで、前述、渡部と森岡が『最新教育学精義』で整理したと同様に、体育の消極的方面だけでなく「体育の積極的方面をも養護の中に入れて可い。」⁽²¹⁾と述べ、「養護は体育の義と解することが一般である。」⁽²¹⁾、「養護が体育の別名」⁽²¹⁾とまで記しているのである。

この意味からすれば、養護は、カントの用いた Wartung ではなく、機能の向上を目的に「身体のために施す教育」⁽²¹⁾としての Pflegerische Gymnastik の意味での体育と考えることが出来た。

Ⅲ. 訓練とは

森岡常蔵の『教育学精義』をみると、ヘルバルト学派の教育思想が我が国に移入された頃 Zucht という言葉が訓育と訳されたり訓練と訳されたりしていたようである。

そして、これは、「意志を養成して善き品性を造るための仕事」⁽²⁰⁾と解され、道徳的品性を確立するための直接的な教育方法と考えられていたのである⁽²⁰⁾。具体的には「良習慣を与えて」⁽²⁰⁾のように習慣作りを計ることと解されていたのである。

しかし、その中で、ローリー (Laurie, 1829～1909) の説として、訓育には二つの意味があり、教師の意志を以て生徒を助けて其意志を運用せしむる Training と、生徒をして自発的に其意志を運用せしむるよう導く Discipline のあることも説かれていた⁽²⁰⁾。そして、ライン (Rein, 1847～1929) が云う所の訓練 (Zucht) と管理 (Regierung) を合わせて訓育と捕らえると述べ⁽²⁰⁾、「習慣的訓育と云ふはライン氏の所謂管理と略同意義である。」⁽²⁰⁾とし、また、「自律的訓育と云ふはライン氏の所謂訓練と同意義である。」⁽²⁰⁾として、訓練は自律を促す作用、つまり Discipline の意であり、Training は習慣化を促す作用であるとしたのである。

森岡常蔵が『教育学精義』を著した年、熊谷五郎 (不明～不明) は、『最近大教育学』を著し、その中で、訓練の本務は意志の作用に直接に影響して品性を陶冶することにある。訓練は初めには習慣を作ることが一番大切である。」⁽⁸⁾とし、森岡の訓育に対する考え方と同じ様に訓練を解釈していたようである。

また、森岡は、前述『現今訓練上の諸問題』の中で、「道德的訓練即訓育」⁽²¹⁾と書き、「時とすると訓練といふ語に代へて訓育といふを用いる人もある。」⁽²¹⁾とし、訓育と訓練は同一であるとし、「普通は訓練を以て直ちに徳育の義と解して居る」⁽²¹⁾と説明を加えている。更に、前述ローリーの説を登場させ、訓練の原語はDisciplineあるいはTrainingであり、広義には徳育のみならず身体知情の方面にも関係する言葉であると記しているが⁽²¹⁾、狭義には「訓練と同義に用ふる訓育をば道德的訓練の別語と見做さうと思う。」⁽²¹⁾と述べている。

そして、Trainingは「習慣的に行動せしむること」⁽²¹⁾であり、Disciplineは「自治的に行動せしむること」⁽²¹⁾であるとしたのである。

先の『最新教育学精義』によれば、諸家の訓練に関する説を整理した上で、訓練は、「実践に基礎をおく道程であって、すべて行為乃至技術の練習によって一つの習慣性を養い以って確固たる品性を陶冶せんとするものである。……中略……而して其の品性は単に道德的品性を示すものにあらずして、其の関する所は広く、眞、善、美、聖の価値の世界に対する品性陶冶を意味する」⁽⁴²⁾と解されるに至るのである。

つまり、これらの解釈が元になり、訓育は、躰あるいは躰ることを意味するようになり、訓練は、道德的品性の陶冶を背景にして「習慣的に行動せしむること」⁽²¹⁾に力点を置いたTrainingの訳語として定着していくことになったのではないかと考えられた。

IV. 養護・訓練の誕生

1916年、小林左源治(1880~1964)は、『低能児教育の要領』の中で「体操遊戯其の他に於て身体の養護鍛練を謀るべし。」⁽¹⁷⁾と書き、1923年頃、京都市成徳小学校では、「日常生活上の訓練及び職業的訓練をなし」⁽³⁶⁾との考えで、精神薄弱児教育が実践されていたこと等が「養護・訓練」という表現に近い、養護・訓練という言葉の我が国における使われ方の初めではないであろうか。

1935年代には、補助学級に於て「学科の教授よりはむしろ養護や訓練に重点をおき身体的な修練と日常生活訓練に力を注がなければならぬ」という方針が見られたという桜井安五郎(1889~不明)の報告⁽³⁷⁾にもあるように、学科の教授に対

し、養護や訓練として健康及体力、身体の発育、発達、身体の健康、心身の調和的発達などが教育方針として大切にされるようになった。

そして、1942年には、身体養護には格別の注意と努力を払い、養護として運動、歩行、体操の奨励、栄養の指導を、訓練として「常に自信を保たしむ」、「児童環境の統整につとめる」、「快感を以て事に当たり義務自責の念の啓発に特に意を用いる」、「習得したる良行為は習慣性となるまで気長く持続励行しむる」、「堅忍持久の精神函養」、「神を畏れ人を敬する精神の培養」などを指導の実際として挙げた学校も見られるようになるのである⁽⁴⁰⁾。

しかし、1925年、「陸軍現役将校学校配置令」の出される頃から、体操科(体育科)は、「生徒児童ノ身体ノ健全ナル発達」を目標とし^(注1)、教材として「体操、教練、遊戯乃競技」を挙げ^(注1)、身体と秩序を重んずる「皇国民練成」に向かつていく事になり^(注2)、人間の陶冶という大きな教育本来の意味は少しずつ薄らぎ、時代の必要性から、せつかく育ちかけた養護観、訓練観がたち切れ、養護の中の積極的養護の部分のみが体操(体育)の中へ吸収され、訓練もまた、精神を錬磨して闊達剛健なる心身を育成して「献身奉公ノ実践力ヲ培フ」^(注2)という形に擦り変わってしまったのではないかと考えられた。

そして、1946年、新しい教育法が体系づけられ、特殊教育が始まったのであるが、その中で、特殊教育は、「準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補う」^(注3)と位置付けられた事から、体育は、1949年、虚弱者、身体的欠陥のある者、熟練度の低い者などに対する個別指導の必要性を求めようになり^(注4)、1950年代に入ると、殊に養護学校では、「生きる力を与える」という教育の源初的な目的を見直す傾向が見られるようになり⁽¹⁹⁾、1958年の教育課程の改定に伴って、小学校学習指導要領が養護学校学習指導要領と読み替えられた頃、たとえば、「療育、体育と合わせて6単位時間」⁽²³⁾、「機能訓練、体育と合わせて11単位時間」⁽²³⁾というように、養護学校の教材と週配当時間は、学校によってまちまちであった⁽²³⁾。

いずれにしても、この頃、その必要から、特殊教育諸学校の体育は、反復練習を含むトレーニング(訓練)方式を採る指導や治療・矯正をねらいとした矯正的指導が導入されるようになってきた

のである。

そうした事情から、基準としての養護学校の学習指導要領が必要になり^(35,39)、1963年、養護学校小学部学習指導要領が文部事務次官通達として出され、肢体不自由養護学校では、体育は体育・機能訓練に、また、病弱養護学校では、それまで養護と呼ばれることがあった体育的活動が、養護・体育に名称を変えることになるのである^(29,30,35)。

必要故に取り入れられていた機能訓練が、体育・機能訓練として教科に位置付けられたことについて、村田は、「体育と機能訓練は、いずれも身体活動である、“身体活動”であるということが、体育の中へ機能訓練を同居せしめた」⁽⁴⁵⁾と述べ、加えて、「もともと歴史的に言えば、いわゆる機能訓練というか、いってみればtherapeutic exerciseは体操の領域でして、大正以来体操の領域で一部取り扱われてきたものだから別に唐突なまとめ方ではない」⁽⁴⁵⁾と体育と機能訓練の関連性について述べている。

また、普通教育に“準ずる教育”を実施していたたとえば精神薄弱養護学校では、1956年の品川プランに見られるように、体育は、運動、栄養、衛生、用便、予防、休養、姿勢、診断、治療、自然などの内容で構成されることが望ましいとされたように、広く健康に関わるものと解釈されるようになり⁽¹⁹⁾、体育に代わって矯正体育という名称の時間を設置する学校も見られるようになってきた⁽⁴³⁾。

1973年に出版を見た『精神薄弱児の機能訓練—治療的体育指導—』⁽⁶⁾に代表されるように、特殊教育諸学校、特に養護学校の体育は、「障害や未発達のままの運動機能の回復につとめ、運動能力の伸展を図る」⁽²²⁾を目指す体育に変化していったのである。

この様な背景を受けて、1971年、教育課程の改善が図られるに伴って、特殊教育諸学校については、心身の発達上の遅滞や欠陥を補うために必要な特別な指導分野として、養護・訓練が位置付けられ、体育(保健体育)は、体育(保健体育)として独立し、機能訓練などは、養護・訓練の中へ内容の取り扱い方の一方法として吸収されることとなったのである。

この養護・訓練という表現の誕生について、村田⁽²⁸⁾は、「養護」と「訓練」という二つの用語を

並列して「養護・訓練」とし、「養護から訓練に至る広がりを持った領域」であるとしている。そして、「養護ということばが消極的な意見合いにとられがち」だが、「本来の養護ということばの概念はもっと積極的な意味が含まれていた」とし、また、「訓練ということばの概念には、当然、治療とか療法というニュアンスが含まれている」としたのである。

V. 体育(保健体育)と養護・訓練の関連性について

吉田は、1930年、『体育全書』の中で、体育の意義や目的を考える場合、体育は、狭義の体育と広義の体育があり、前者は、体育運動の意味であり、後者は、教育の立場から考えたもので、運動に限局して考えることは出来ず広汎であるとしている⁽⁴⁴⁾。

先述した養護観から捕らえれば、吉田が述べるような狭義の体育は養護の中に含まれ、広義の体育は養護と同様に解することが出来る。

それ故、先述のように、森岡常蔵の「養護は体育の義と解することが一般である。」⁽²¹⁾、「養護が体育の別名」⁽²¹⁾の表現もうなずけるものなのである。

元々、明治期、我が国へ移入された体育は、機能の向上を第一の目的とした体操、機能体操(Funktionelle Gymnastik)であり、身体教育を目的とした体操を中心とするものであったし、機能体操に代表される体操も治療的であるとはいえ、身体の教育を考えたものであった^(8,9)。

1920年頃にまとまりを見たときされる体育の目的に照らし⁽¹⁾、体育(保健体育)と養護・訓練の関連性を整理してみると、その関係は一層明確であろう。

Annarinoによると、その頃まとめられた体育の目的は五つであると紹介され、①、器官の発達、②、神経筋の発達、③、知識・理解の発達、④、社会性の発達、⑤、情緒の発達に分けられている。

その中で、殊に、②、神経筋の発達は、具体的には、ア)、移動技能を高めること、イ)、移動以外の技能を高めること、ウ)、ゲームに用いる基礎的技能を高めること、エ)、運動の要素を高めること、オ)、スポーツの技能を高めること、カ)、レクリエーションの技能を高めることとなっており、ア)イ)ウ)エ)は、正に運動づくりであり、

感覚運動の発達、粗大運動の発達、そして微細運動の発達をその内容とする知覚運動系の発達をねらいとする体育であり、これら五つの目的がすべて統合されて初めて、精神運動領域の発達が達成されるのである^(4,38)。

この知覚運動系の発達をねらいとしてなされる体育は、運動づくりを重視するものであり、前述、吉田が述べた身体の教育を考えた狭義の体育に当たるであろう。それ故、この様な体育は、養護の中に含まれ、実際、現在の養護・訓練の中でも^(24,25)、内容として、感覚機能の向上、運動機能の向上を示し、前者については、環境からの刺激に注意を向け、又はそれに適した行動の獲得を図ること、身体に関する意識及び理解の向上を図ること、方向に関する能力の向上を図ること、そして、視・運動知覚等に関する能力の向上を図ることのように、表現を変えれば、正に神経筋の発達を促すことをねらいとし、後者では、基本的動作の獲得とそのための能力、持久力、速度、正確さ、協調性等の増強を計ること、肢体の変形や拘縮の予防に努めることを挙げ、ここでも、正に器官の発達、神経筋の発達を促すことをねらいとしているのである。また、心身の適応を計るための中で、心身の障害や環境に基づく心理的不適応の改善に関する事、障害を克服する意欲の向上に関する事を挙げ、情緒の発達を求めているのである。

ところで、1989年10月に改正され、これから実施に移される新しい指導要領^(26,27)を見ると、更に、これらのことが明確になり、内容のうち、身体健康では、生活のリズムや生活習慣の形成に関する事、疾病の状態の理解と生活管理に関する事、損傷の理解と養護に関する事を挙げ、正に知識・理解の発達と言ひ換えることの出来る事柄を具体的に表記し、心理的適応では、対人関係の形成に関する事、障害を克服する意欲の向上に関する事などを挙げ、社会性の発達を、また、心身の障害や環境に基づく心理適不適応の改善に関する事として情緒の発達をねらいとし、環境の認知と運動・動作では、感覚の活用、基本的諸動作の獲得を促すことを求め、器官の発達、神経筋の発達を求めているのである。

この様に、その表現は多少異なるが、体育（保健体育）と養護・訓練は、共に、第一に身体の教育を志向し、養護・訓練は、モーターのトレニ

ングのための感覚・運動の中樞の発達を促し、また、ポンプのすげ替えや修繕といった矯正的技術を持ち、教育の下部機構を担いながら、その一般性と特殊性という二面を持ちつつ、有機的に統合し、欧米では、Corrective Physical EducationあるいはDevelopmental Physical Educationと呼ばれる体育（保健体育）の一分野に近いものである。

ちなみに、“近い”と表現した背景には、養護・訓練は、心身の適応（身体健康、心理的適応）、感覚機能の向上（環境の認知）、運動機能の向上（運動・動作）という内容の他に、言語治療につながる意志の伝達という内容を持っているので、全く同一とは言えず、“近い”と表現したのである。

しかし、この点を除けば、体育（保健体育）と養護・訓練は、相互に含んだり含まれたりという関係にあるといえるのである。

それ故、体育の養護・訓練化とか養護・訓練の体育化ということが言われたり⁽¹³⁾、体育と養護・訓練には境界線がないとも表現されているのである。⁽³¹⁾

VI. まとめ

体育（保健体育）と養護・訓練の関連性を知るために、養護や訓練という言葉の使われ方を探り、養護・訓練という表現の誕生の経緯を明らかにしてきた。

その結果、養護は、明治時代、ヘルバルト学派の教育思想の移入に伴い、Pflęgeの訳語として紹介され、その意味は、身体的訓練であることが分かった。具体的には、体操、遊戯、諸種の競技、剣道、柔道、相撲、諸種の作業、実習、登山、水泳、遠足などによって、また、身体の弱くならない為の用意の上に、新鮮な空気を与えて滋養の有る食料を供し、運動・休息を適当に取れるようにするために保健、衛生上の知識を与えることでもあった。そして、前者は、当時、体操科の内容であったが、養護は体育と同一であり、身体教育として健康を保つ方法を教えようとした汎愛派のいう養護体育と同様に、機能の向上を目的としたPflęgerische Gymnastikであり、教練など皇国民練成というような思想が教育界に導入される以前、養護は、正に、体育（保健体育）の別名だったのである。

また、訓練は、ヘルバルト学派の教育思想が我

が国へ移入された頃、Zuchtという言葉が訓育と訳されたり訓練と訳されたりしていたようであるが、ローリーやラインの考え方が導入されることによって、訓育は道徳的訓練を意味するとされるようになり、訓練は習慣性を養う意味で用いると解するようになったのである。そして、訓育をDisciplineの訳として、訓練をTrainingの訳とし、現在に至っているのである。

そして、養護・訓練は、このような言葉の使われ方を受けて、古くは、精神薄弱児の教育を担った補助学級で、その必要性から、養護や訓練に重きを置いた教育をするようになったのであったが、献身奉公の実践力を培うという考え方が教育界に導入されることにより、身体の健全な発達のため養護観、訓練観は立ち消えとなるのである。

しかし、第二次世界大戦後、特殊教育の発展に伴い、生きる力を与えるため模索が進み、その必要から、機能訓練などが積極的に特殊教育諸学校に取り入れられるようになり、再び養護観、訓練観が導入され、普通学校の体育（保健体育）とは趣を異にすることとなった養護学校の体育（保健体育）は、体育（保健体育）・機能訓練とか養護・体育（保健体育）となるのである。

更に、特殊教育諸学校は、教科としての体育（保健体育）そして養護の必要性から、両者の存立を考え、前述の養護と訓練という二つの用語を並列し養護・訓練とし、体育（保健体育）の独立性を守り、また、養護から訓練に至る広がりを持った領域として養護・訓練を位置付けたのである。

いずれにしても、このような流れと言葉の使われ方の中で、明治時代から、狭義の体育は養護の中に含まれ、広義の体育は養護と同一であり、今も昔も、体育（保健体育）と養護は、共に、身体の教育を志向し、特に知覚運動系の発達を目指してなされる機能訓練（運動機能の向上）などとゲーム・スポーツなどの技能を育てることを目的としてきたのである。

その表現は異なるが、体育（保健体育）と養護・訓練は、養護・訓練の内容の一つである意志の発達という項目を除けば、共に、第一に身体の教育を志向し、養護・訓練は、モーターのトレーニングのため感覚・運動の中樞の発達を促し、また、ポンプのすげ替えや修繕といった矯正技術を持ち、教育の下部構造を担いながら、その一般性と特殊性という二面を持ちつつ、有機的に統合し、

欧米でCorrective Physical EducationあるいはDevelopmental Physical Educationと呼ばれる体育（保健体育）の一分野に近いものである。つまり、体育（保健体育）と養護・訓練は、相互に含んだり含まれたりという関係にあり、体育（保健体育）と養護・訓練には境界線が無いという関係で、互いに、協力、協同し合い、身体を介した教育として存在しているのである。

注

- 1) 改正学校体操教授要目, 1926年.
- 2) 国民学校令, 1941年.
- 3) 学校教育法, 1947年.
- 4) 学校体育指導要領小学校編 (試案), 1949年.

参考文献

- 1) Annarino A (1970): The Five Traditional Objectives of Physical Education. JOHPER 41(6): 24-25.
- 2) 荒川勇ら (1977): 養護・訓練に関する教員の意識調査. 特殊教育学研究 15(2): 44-60.
- 3) 荒川勇ら (1978): 養護・訓練に関する調査. 特殊教育学研究 16(2): 48-68.
- 4) Arnheim DD, et al (1977): Principles and Methods of Adapted Physical Education and Recreation. Mosby, Saint Louis, p. 528.
- 5) 楽田尋常高等小学校 (1934): 我が校ノ体育養護. 私家版, p. 268.
- 6) 半場正信 (1973): 精神薄弱児の機能訓練. 学芸出版, 東京, p. 228.
- 7) 今村嘉雄 (1953): 西洋体育史・上. 明星社, 東京, p. 193.
- 8) 井上一男 (1970): 学校体育制度史増補版. 大修館書店, 東京, p. 582.
- 9) 板垣了平 (1990): 体操論. アイオーエム, 東京, p. 302.
- 10) 入澤宗壽 (1929): 汎愛派教育の研究. 教育研究会, 東京, p. 471.
- 11) 亀島晟, 石原正明 (1924): 日本に於ける常設林間学校之実際. 新進堂, 東京, p. 348.
- 12) Kant I (清水清訳, 1968): 教育学. 玉川大学出版部, 東京, pp. 325-421.
- 13) 河添邦俊ら (1981): 障害児の体育. 大修館書店, 東京, p. 386.
- 14) 北野与一 (1983): 日本における心身障害者体育の史的研究 (第8報). 北陸大学紀要 7: 109-130.
- 15) 北野与一 (1984): 日本における心身障害者体育の史的研究 (第9報). 北陸大学紀要 8:

- 103-127.
- 16) 北野与一 (1990) : 日本における心身障害者体育の史的研究 (第16報). 北陸体育学会紀要 26: 79-86.
 - 17) 小林佐源治 (1916) : 低能児教育の要領. 教育研究 151: 17-24.
 - 18) 熊谷五郎 (1906) : 最近大教育学. 同文館, 東京, p. 596.
 - 19) 望月勝久 (1979) : 戦後精神薄弱教育方法史. 黎明書房, 名古屋, p. 454.
 - 20) 森岡常蔵 (1906) : 教育学精義. 同文館, 東京, p. 717.
 - 21) 森岡常蔵 (1915) : 現今訓練上の諸問題. 教育新潮研究会, 東京, p. 307.
 - 22) 文部省 (1972) : 体育指導の手引き. 東山書房, 京都, p. 295.
 - 23) 文部省 (1978) : 特殊教育百年. 東洋館出版, 東京, p. 766.
 - 24) 文部省 (1979) : 盲学校, 聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領. 慶應通信, 東京, p. 190.
 - 25) 文部省 (1980) : 盲学校, 聾学校及び養護学校高等部学習指導要領. 慶應通信, 東京, p. 180.
 - 26) 文部省 (1990) : 盲学校, 聾学校及び養護学校幼稚部教育要領, 小学部・中学部学習指導要領. 慶應通信, 東京, p. 263.
 - 27) 文部省 (1990) : 盲学校, 聾学校及び養護学校高等部学習指導要領. 慶應通信, 東京, p. 261.
 - 28) 村田茂 (1973) : 養護・訓練をめぐる. 肢体不自由教育 15: 4-13.
 - 29) 中川一彦 (1981) : 障害児の教育における体育の役割. 学校体育 34(12): 18-23.
 - 30) 中川一彦 (1984) : 特殊教育諸学校の体育・スポーツ. 現代体育・スポーツ体系 5, pp. 124-146.
 - 31) 大井清吉 (1975) : 障害の重度・重複化と体育. 精神薄弱児研究 201: 86.
 - 32) 大川原潔ら (1982) : 盲学校, 聾学校および養護学校における養護・訓練指導の現状と問題点についての調査研究. 筑波大学学校教育部プロジェクト研究, pp. 1-65.
 - 33) 大川原潔ら (1983) : 盲学校, 聾学校および養護学校における体力・運動能力テストの実施状況についての調査研究. 筑波大学学校教育部プロジェクト研究, pp. 1-31.
 - 34) 大川原潔ら (1989) : 盲学校, 聾学校及び養護学校における養護・訓練指導に関する総合的調査研究. 養護・訓練研究 2: 101-174.
 - 35) 大川原潔 (1990) : 特殊教育の発展とその経緯. 第一法規, 東京, p. 248.
 - 36) 大島正徳 (1967) : 京都市に於ける精神薄弱児教育の成立過程. 精神薄弱問題史研究紀要 5: 44-49.
 - 37) 桜井安五郎 (1939) : 補助学級の経営について. 学校衛生 19(10): 48-55.
 - 38) Sherrill C (1986) : Adapted Physical Education and Recreation. Wm. C. Brown Publishers, Iowa, p. 631.
 - 39) 竹村雅裕 (1989) : 肢体不自由養護学校における「体育」と「養護・訓練」の関係についての一考察. 筑波大学体育専門学群卒業論文 p. 88.
 - 40) 田村肇 (1943) : 精神薄弱児の教育. 学校衛生 23(2): 8-27.
 - 41) 和久田佳代 (1987) : 精神薄弱児の体育指導に関する研究. 筑波大学体育研究科修士論文, pp. 1-212.
 - 42) 渡部政盛 森岡亀芳 (1933) : 最新教育学精義. 啓文社書店, 東京, p. 722.
 - 43) 横田順也 (1972) : 本校における矯正体育のついて. 精神薄弱児研究 161: 47-51.
 - 44) 吉田章信 (1930) : 体育全書. 都村有為堂, 香川, p. 300.
 - 45) 全国肢体不自由養護学校長会 (1978) : 肢体不自由養護学校に於ける「養護・訓練」について. 日本チャリティ・プレート協会, p. 39.